

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、6月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」6月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・令和5年5月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 本田・中川

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

突然やってきた点検業者、 その高額補修契約、大丈夫？

「屋根の点検と称し、突然来訪した事業者に『瓦が壊れている』と言われ、その場で高額な屋根の補修工事の契約をした。さらに後日再び来訪し、追加の工事が必要だと迫られた。

突然来訪して契約を迫る点検業者への相談が寄せられています。言葉巧みに不安をあおり、一度契約をすると、次々と契約を迫るケースも。

- その場で決めず、家族や周囲の人にまず相談を！
- 必要のない契約はキッパリ断ろう！



～6月の消費生活教室のお知らせ～

「悪質な点検商法から身を守る」

令和5年6月29日(木)10:00～12:00

戸塚区役所8階大会議室AB

定員80名(当日先着順・直接会場へお越しください)



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **045-845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索